

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(案)

平成24年4月13日厚労省パブリックコメント告示

平成24年6月健康増進課にて要約

生活習慣・社会環境の改善 → ライフステージに応じた健やかで心豊かな生活、活力ある社会の実現

全ての国民がともに支えあいながら
希望・生きがいをもちながら

21世紀における第二次国民健康づくり
運動(健康日本21(第二次))の推進

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

以下2～5により実現

2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防(NCD予防)

* NCD(Non-communicable disease)非感染性疾患。国際的な考え方。日本における生活習慣病とほぼ同義。

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)への対処

3. 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことができるように、ライフステージに着目した対策を

*子どもの頃からの健康な生活習慣づくり

*こころの健康づくり

4. 健康を支え、守るための社会環境の整備

行政と民間団体の協働、地域や世代間の相互扶助

5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

*上記1～4の基本的な方向を実現するために次の生活習慣の改善が必要

*ハイリスクアプローチとともにポピュレーションアプローチを

【国民の健康の増進を形成する基本要素】

- ① 栄養・食生活
- ② 身体活動・運動
- ③ 休養
- ④ 喫煙
- ⑤ 飲酒
- ⑥ 歯・口腔の健康

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

1. 目標の設定と評価

国 全国的な目標を設定…10年間を目処として設定。5年で中間評価。

2. 目標設定の考え方

第一の基本的な方向性ごとに目標を設定する

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

1. 健康増進計画の目標の設定と評価

県 国の目標を勘案しつつ代表的なものについて目標を設定
*地域の実情を踏まえて地域住民にわかりやすい目標を
*県内区域ごとの状況の差の把握につとめる

市 国・県の設定した目標を勘案しつつ目標を設定
*具体的な施策・事業・基盤整備等に関する目標に重点をおく

2. 計画策定の留意事項

県 県健康増進計画の策定、関係者の連携の強化に中心的な役割を果たす
→地域・職域連携推進協議会等の設置 ⇒計画に反映
*各法の基本的事項に配慮
*市町健康増進計画の策定支援
*市町ごとの分析、地域間の健康格差の是正に向けた目標の設定

保健所 地域保健の広域的・専門的・技術的拠点
健康情報の収集・分析・提供
市町健康増進計画の策定支援（地域の実情に応じて）

市 連携：県、保健所
国保事業、介護保険事業、他関連事業計画
*一定期間ごとの評価および改定…自らの取組のほか、県や関係機関等
における取組について評価し、取組
に反映する

地域住民の主体的な参加

健康増進のための目標設定、目標達成までの過程、目標の評価
意見は積極的に取組に反映

第四 国民健康・栄養調査その他の健康増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

- ・ 適切な調査研究、情報収集による現状分析を行い、目標の評価を行う。
- ・ ICT(情報通信技術)を利用して効果的な生活習慣病対策が実施できる仕組みづくり
- ・ 研究の推進

第五 健康増進事業実施者間における連携および協力に関する基本的な事項

- ・ 健康診査の効果的な実施のために、各保健事業者が連携する

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

- ・ 国民に対する十分かつ効果的な情報提供を
- ・ 健康増進普及月間等（9月）を通じた取組促進

第七 その他国民の健康の増進に関する重要事項

1. 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

推進組織の役割

関係機関や団体から構成される中核的な推進組織が、保健センター(保健所)を中心として健康増進計画に即した行動計画を策定し、職種間の連携を図る

※ 健康増進に関係する機関及び団体がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに地域の健康課題を解決するため

2. 多様な主体による自発的取組や連携の推進

- ・ 各種民間団体等が自発的に行う取組についての情報発信など、取り組む企業等が増えるための動機付けを与える
- ・ 厚労省分野の対策のほか、学校保健対策、生涯スポーツ分野の対策、健康関連産業の育成等、関係機関が十分に連携する

3. 健康増進を担う人材

- ・ 人材の確保および資質の向上、自助グループの支援体制の構築
- ・ 地域保健担当者と学校保健担当者等の相互連携